

平成28年度
青森県「地域の6次産業化」スタートアップ支援事業

公 募 要 領

平成28年5月

青 森 県

○ はじめに

県では、農林水産業者又は農林水産団体（以下「農林水産業者等」という。）が取り組む6次産業化は、農林水産物の高付加価値化、経営の多角化、所得向上及び雇用創出などにつながる有効的な手段であることから、取組を推進しているところです。

6次産業化の取組を県内に広く波及していくためには、「6次産業化にチャレンジしてみよう」という機運を高めるとともに、農林水産業者等が地域の食品加工業者や流通販売業者と互いの強みを生かした農商工連携などにより、新たなビジネスチャンスや雇用の創出を目指す「地域の6次産業化」を進める必要があります。

このため県では、農林水産業者等の6次産業化に向けた初期段階の取組（スタートアップ）を支援することとし、事業者の公募は本要領に定めるものとします。

1 補助対象者

農林水産業者等（農林水産業者又は農林水産団体（法人））

2 支援する取組

地域の6次産業化の実践として、新商品の開発により、農林水産物の高付加価値化、経営の多角化、所得向上、雇用創出などにつながる以下の取組を支援します。

(1) 地域資源を活用した新商品の開発

新商品の開発・試作、パッケージデザインの開発、安全性確保に係る成分分析など

(2) 6次産業化を実践できる人材の育成

新商品開発や販路開拓などに必要な知識の習得、研修会への参加など

(3) 販路の開拓

パンフレットやラベルの作成、開発した新商品の評価集積、商談会等への出展など

注1) 支援する取組は、新たに行う取組に限ります。

注2) (2)及び(3)の取組は、(1)の取組と併せて行う場合のみ支援対象とします。(2)及び(3)の取組のみの場合は、支援対象とはなりません。

3 採択要件

補助事業の対象者は、以下の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 県内在住者かつ経営耕地面積が30アール以上又は年間の農林水産物の販売金額が50万円以上であること。
- (2) 主原料として使用する農林水産物は、農林水産業者等が自ら生産・収穫又は収集したものであること。
- (3) 農林水産業者等が自ら加工・販売を行う取組又は食品製造業者等と連携した取組であること。
- (4) 事業を行う意志及び計画があり、事業を適正に実施できる能力を有していること。
- (5) 事業に係る経理や事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であり、事業全体及び補助金の適正な執行に責任を持つことができる者であること。
- (6) 宗教活動もしくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者(候補者を含む)や政党などを推薦、支持もしくは反対する目的の団体又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある法人や個人でないこと。
- (7) 国税及び県税等の税金の滞納がないこと。
- (8) 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。)の総合化事業計画の認定を目指すまたは総合化事業計画の推進に努める者であること。

4 補助対象経費

補助対象となる経費は、第2項の取組に係る以下の経費とします。

委託加工料、旅費、会議費、資料印刷費、通信運搬費、包装資材費、検査分析費（衛生検査、成分分析、残留農薬分析等）、研修等受講料、パンフレット・ラベル等作成費、商談会等出展費、情報発信費、専門家指導料など

5 補助金の額

補助対象経費総額の2分の1に相当する額又は40万円のいずれか低い額以内の額を補助します。ただし、経費のうち消費税に相当する額は補助対象外とします。

また、補助金額の確定に際しては、計画申請時の経費総額を超過した分の経費については補助対象とはなりませんので、申請にあたっては十分に御留意ください。

6 申込方法

以下の書類を「青森県農林水産部総合販売戦略課 あおもり食品産業振興グループ」に持参又は郵送してください。

- (1) 事業計画書（別紙様式）
- (2) 農林水産業者等であることを示す次の書類
 - ア 農林水産物の生産や販売の実態が把握できる書類（個人の場合）
 - イ 定款又は登記事項証明書（法人の場合）
- (3) 直近の確定申告書や決算報告書など事業運営の内容を判断できる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

7 申込にあたっての留意事項

- (1) 提出書類等に不備又は不適當な事由があると、選定の対象外となる場合がありますので、書類の作成にあたっては十分に御留意ください。
- (2) 提出書類等は、事業採択の有無に関わらず返却いたしません。なお、提出書類等は、秘密保持に充分配慮するものとし、審査以外の目的には使用いたしません。

8 事業計画の選定

- (1) 事業計画は、提出された書類及び面談等により審査します。
- (2) 審査の結果、補助対象とならない場合があります。
- (3) 必要に応じて別途資料の提出を求める場合があります。
- (4) 選定結果については、申込者に文書でお知らせします。
- (5) 選定された取組については、事業者名、事業テーマ、取組内容等を「あおもり食産業支援サイト」等において公表する場合があります。

9 スケジュール

- (1) 募集期間： 平成28年5月10日（火）～ 8月31日（水）
- (2) 審査： 随時
- (3) 事業開始： 随時
- (4) 事業完了期限： 平成29年3月31日まで
- (5) 補助金交付： 事業完了後

10 お問い合わせ先

本事業の内容及び申込に関する質問は、下記の機関にお願いします。

機 関 名： 青森県農林水産部総合販売戦略課 あおもり食品産業振興グループ
住 所： 〒030-8570 青森市長島1-1-1
電 話 番 号： 017-734-9456
F A X： 017-734-8158

11 その他

- (1) 選定された取組については、県が行うイベントへの参加やサンプル品の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いします。
- (2) 応募用紙は「あおもり食産業支援サイト」からダウンロードできますので、御利用ください。 (<http://www.aomori-shokusangyo.com/>)

(別紙様式)

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

郵便番号
住所
名称
代表者氏名

印

平成28年度青森県「地域の6次産業化」スタートアップ支援事業計画書

このことについて、事業を実施したいので、下記のとおり事業計画書を提出します。

記

1 事業テーマ

2 事業計画書
別添のとおり

(別添)

平成28年度青森県「地域の6次産業化」スタートアップ支援事業計画書

1 事業申請者の概要

事業実施 主体名		代表者名	※ 事業者名と同じ場合は、 記載不要。
		担当者名	※ 代表者名と同じ場合は、 記載不要。
所在地	〒 ー		
電 話		F A X	
Eメール			
営農状況	※ 業種、構成員数（法人の場合）、主な作付品目、経営規模、生産量、 販売先、加工品の有無等について記載してください。		
六次産業化・地産地消法の 総合化事業計画の認定状況		平成 年 月 認定申請予定・認定	

2 事業の概要

事業テーマ	
目 標	※ 取組の具体的な目標を記載してください。
取組内容	※ 取組の具体的な内容を記載してください。
連携相手先	※ 加工品開発や委託加工等で他事業者と連携する場合は記載してください。
指導機関等	※ 指導・研究機関、指導企業などがある場合は記載してください。
その他 (特記事項等)	

※ 取組内容のわかりやすい資料があれば添付すること。

